

香川県自然環境保全条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

## 香川県規則第62号

### 香川県自然環境保全条例施行規則等の一部を改正する規則

(香川県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県自然環境保全条例施行規則（昭和49年香川県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特別地区内の行為の許可基準)	(特別地区内の行為の許可基準)
第14条 略	第14条 条例第18条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。
(1) 略 ア・イ 略 ウ 略	(1) 工作物を新築すること。 ア・イ 略 ウ 次に掲げる工作物 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 a～g 略
a～g 略 h 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。第18条第1号キにおいて同じ。）の構造の改善に関する事業に係る施設 i～zの8 略 エ・オ 略 (2)～(14) 略	h 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。第18条第1号カにおいて同じ。）の構造の改善に関する事業に係る施設 i～zの8 略 エ・オ 略 (2)～(14) 略
(特別地区内における許可等を要しない行為)	(特別地区内における許可等を要しない行為)
第18条 略	第18条 条例第18条第10項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。
(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの ア～ウ 略	(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの ア～ウ 略

エ 境界標（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第77条第1項  
第9号に規定する境界標をいう。）を設置すること。

オ～ノ 略

ハ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等（以下「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために工作物を設置すること。

ヒ 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

フ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による同法第2条第1項に規定する特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

(2)～(4) 略

(5) 略

ア～オ 略

カ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であって、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第54条第2項の規定による協議に係るものと含む。）を伐採すること。

キ 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

ク 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

(6) 略

(7) 略

ア～キ 略

ク 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であって、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第54条第2項の規定による協議に係るものと含む。）を損傷すること。

ケ 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を損傷すること。

エ～ネ 略

(2)～(4) 略

(5) 木竹を伐採することであって次に掲げるもの

ア～オ 略

カ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

(6) 略

(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであって次に掲げるもの

ア～キ 略

ク 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であって、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るものと含む。）を損傷すること。

ヨ～ス 略

- (8) 略  
(9) 略

ア 略

イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をすること。

ウ 略

エ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をすること。

オ 略

- (10)・(11) 略

- (12) 略

ア 略

イ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第21条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

ウ～ケ 略

- (13) 略

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）

第20条 略

(1) 第18条第1号アからエまで若しくはカからフまで、第5号イからクまで又は第12号アからカまで、ク若しくはケに掲げる行為（同条第1号アからエまで若しくはカからフまで又は第12号ウにあっては、工作物を新築することを除く。）

- (2)・(3) 略

- (4) 略

ア～エ 略

オ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る行為（同法第54条第2項の規定

ケ～シ 略

- (8) 略

(9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における放牧を含む。）であって次に掲げるもの

ア 略

イ 略

ウ 略

- (10)・(11) 略

(12) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 略

イ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

ウ～ケ 略

- (13) 略

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）

第20条 条例第19条第3項第6号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第18条第1号アからウまで若しくはオからネまで、第5号イからオまで又は第12号アからカまで、ク若しくはケに掲げる行為（同条第1号アからウまで若しくはオからネまで又は第12号ウにあっては、工作物を新築することを除く。）

- (2)・(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア～エ 略

による協議に係る行為を含む。)

カ 認定保護増殖事業等の実施のための行為

(5) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

(普通地区内における届出等を要しない行為)

第25条 略

(1) 略

ア 第18条第1号に掲げるもの（同号オ、ト、ヌ及びネに掲げるものを除く。）

イ～カ 略

(2)～(5) 略

(6) 略

ア 水産資源保護法第21条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

イ～オ 略

(7) 略

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第25条の4 略

2 略

3 条例第22条の3第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) 略

(3) 国及び地方公共団体以外の者が、条例第22条の3第3項の認定を受ける場合は、前条第1号ア及びイの規定に該当しないことを説明した書類

(香川県自然海浜保全条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県自然海浜保全条例施行規則（昭和55年香川県規則第84号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

第9条 略

(1)～(4) 略

(5) 略

ア 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第21条第1項に規定する  
保護水面の管理計画に基づいて行う行為  
イ～ケ 略

第9条 条例第6条第4項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第17条第1項に規定する  
保護水面の管理計画に基づいて行う行為  
イ～ケ 略

（香川県希少野生生物の保護に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 香川県希少野生生物の保護に関する条例施行規則（平成18年香川県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（指定希少野生生物保護区における許可を要しない行為）</p> <p>第12条 略</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）<u>第21条第1項</u>に規定する 保護水面の管理計画に基づいて行う行為（条例第18条第1項第7号及 び第10号から第13号までに掲げるものを除く。）</p> <p>エ～ス 略</p> <p>(10) 略</p>	<p>（指定希少野生生物保護区における許可を要しない行為）</p> <p>第12条 条例第18条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものと する。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）<u>第17条第1項</u>に規定する 保護水面の管理計画に基づいて行う行為（条例第18条第1項第7号及 び第10号から第13号までに掲げるものを除く。）</p> <p>エ～ス 略</p> <p>(10) 略</p>

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。